

市内米軍施設の早期返還及び返還国有地処分条件の緩和

(外務省・財務省・防衛庁・防衛施設庁)

(提案・要望項目)

- 1 市内米軍施設の**早期返還の促進**
- 2 都市緑化推進のための**返還国有地処分条件の緩和等**

(理由・考え方)

- ・ 平成17年10月、日米合同委員会において、**小柴貯油施設の陸地部分全域の返還が合意**され、昨年10月に返還方針が合意された施設と併せ、横浜市内の約419ヘクタールに及ぶ米軍施設が返還対象となったが、その約6割は国有地であり、都市部に残された**貴重な空間**である。
- ・ 戦後60年間に亘る米軍施設の接收が、**本市のまちづくりや市民生活に多大な影響**を及ぼしてきたことに鑑み、国の協力のもと、**施設返還を早期に実現**したうえで、**市民ニーズや時代の要請にかなった跡地利用**を行っていく必要がある。
- ・ 現在、都市部において緊急に取り組むべき課題としては、**都市の防災性の向上、地球温暖化対策の推進**などがあり、その有効な方策として、**緑地・公園の整備による都市緑化の推進**が挙げられることから、**返還国有地の大規模なオープンスペースを活用し、新たな緑の拠点を創出**することが考えられる。
- ・ しかし、地方自治体が、社会资本整備のために返還国有地を取得する際、その目的が道路等である場合は無償とされている一方で、**緑地・公園に供する場合は地方の財政負担を伴う処分条件**によって運用されているという不均衡が生じている。

○ 地方自治体への返還国有地処分条件

社会资本整備事業分野	対象施設	処分条件
道 路	都道府県道、市町村道	譲与又は無償貸付
下水道	公共下水道、流域下水道、都市下水路	
交通安全施設等	信号機、道路標識	無償貸付
港 湾	防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設	
都市公園等	緑地、公園	無償貸付 2/3 時価売払 1/3

昭和54年理財局長通達

- 1 ◆小柴貯油施設の返還に引き続き、昨年日米政府間で返還方針が合意された米軍施設の早期返還を実現すること。
- ◆他の米軍施設についても、引き続き早期全面返還に取り組むこと。

- 2 ◆都市緑化推進のための緑地・公園整備に係る返還国有地の処分条件について、道路等の他の社会資本整備との不均衡を是正すること。
- ◆また、返還国有地の利用に際して、本市が緑地・公園整備等の横浜国際港都建設事業を行う場合には、その処分条件である無償貸付に加え、横浜国際港都建設法に定める譲与について考慮すること。

○ 横浜国際港都建設事業に供する返還国有地処分の考え方

返還国有地

横浜国際港都建設事業

返還国有地における
横浜国際港都建設事業

無償で貸し付ける
ことができる
(国有財産法第22条)

+
譲与できる
(横浜国際港都建設法第5条)

譲与又は無償貸付
(二法適用)

○ 横浜市内米軍施設

全部返還

上瀬谷通信施設 24.2ha
国有(45%) 11.0ha

全部返還

根岸住宅地区 4.3ha
国有(64%) 2.7ha

全部返還

深谷通信所 7.7ha
国有(100%) 7.7ha

全部返還

富岡倉庫地区 3ha
国有(100%) 3ha

全部返還(17年中)

小柴貯油施設 5.3ha
国有(97%) 5.1ha



提案・要望の担当／総務局基地対策部基地対策課長 安藤 浩幸 Tel 045-671-2060